

日本地域学会グループ会費の納入等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則第7条第1項に規定する会費（以下、会費）を正会員のグループ（以下、グループ）が一括して納入（以下、グループ納入）する方法等について定める。

(個人納入の原則)

第2条 原則として、会費の納入は会費規程に基づいて個人または個別の組織ごとに行う。

(グループ納入の例外)

第3条 前条の規定にかかわらず、本規程に基づいて手続きを行ったグループは、本学会の会費規程第6条の規定にかかわらず別に定める細則に従って、当該グループに属する各正会員が納めるべき会費をグループ納入することができる。

(グループ納入の申し出)

第4条 会費をグループ納入するときは、当該グループの代表者（以下、代表者）は予め別に定める所定の様式に基づいて「会費のグループ納入申請書」（以下、申請書）を事務局長に提出し、そのグループ納入について承認を得なければならない。

(グループ納入承認規準)

第5条 前条におけるグループ納入の承認は、以下の各号に配慮して本学会事務局長（以下、事務局長）が行い、理事会に報告する。

- 一 グループに属する正会員の全員が、グループ納入する会費（以下、グループ会費）年度の前年度までの会費を納入済みであること
 - 二 グループに属する正会員の全員が、法人格を有する等の実態のある組織に所属する職員等であり、当該組織の経費をもって予め定めた期限までに当該グループ会費を支払う事が申請書に明示されていること
 - 三 代表者は、当該グループ会費支払いに関する当該組織等における諸手続きの責任者であることが申請書に明記されていること
2. 事務局長は、前項第二号の規定にかかわらず、グループに属する正会員が、日本学術振興会等が交付する研究費に基づく研究プロジェクト等の共同研究者等である場合には、当該グループに属する正会員が納入すべき会費のグループ納入を承認することができる。ただし、この場合事務局長は前第1項各号の規定を準用してその承認を行う。
3. グループに属する正会員の数は、2名以上10名以下とする。

4. グループ会費が予め定めた納入期限までに支払われない場合には、第1項および第2項に規定する承認は取り消されたものとみなす。

(会費前納の例外)

第6条 会費規程第7条の規定を、グループ納入による会費の納入に準用する。ただし、この場合であっても、会費規程第15条第3項の規定を準用する。

(グループに属する正会員の会費納入義務)

第7条 申請書が提出され、会費のグループ納入が承認された場合でも、当該グループに属する正会員の会費納入義務(会則第7条第1項)は、当該グループ会費があらかじめ定めた期限までに納入されない限り消滅しない。

2. 事務局長は、グループ会費があらかじめ定めた期限までに納入されない場合には、第5条第4項、第6条ただし書きおよび前項の規定に基づいて、当該グループに属する正会員の会費は滞納されているものとして、当該各正会員に会費納入の督促を行う。

(細則)

第8条 グループ会費の徴収、納入方法等に必要手続き等は、本会理事会の承認を経て別に定める。

(改正)

第9条 この規程は、理事会の議決を経て改正することができる。

附則

(施行)

この規程は、成立と同時に施行する。

附則(2025年12月14日改正)

(施行)

この規程は、改正と同時に施行する。